

訪問介護（ヘルパー）ができること

介護保険制度下の訪問介護として「できること」が、介護保険の関連通知「老計第10号」で示されています。

身体介護 →利用者の身体に直接触れて行う介護サービス 【町内の事業所】 ・ホームヘルプセンターりくべつ（社会福祉協議会）	生活援助 →身体介護以外の日常生活の援助 【町内の事業所】 ・ホームヘルプセンターりくべつ（社会福祉協議会） ・りくべつエヌピーオー優愛館
<ul style="list-style-type: none">○排泄介助<ul style="list-style-type: none">・トイレ等での排泄介助・オムツ交換○食事介助<ul style="list-style-type: none">・食事摂取のための介助○入浴介助<ul style="list-style-type: none">・入浴、シャワー浴での介助・洗髪、手浴、足浴、清拭○身体整容<ul style="list-style-type: none">・洗面、歯磨き など○更衣介助<ul style="list-style-type: none">・着替え○移乗・移動介助<ul style="list-style-type: none">・体位交換・室内移動・車いすへの移乗○通院・外出援助<ul style="list-style-type: none">・通院介助○服薬介助<ul style="list-style-type: none">・薬を出して飲むのを手伝う	<ul style="list-style-type: none">○調理<ul style="list-style-type: none">・一般的な家庭料理・食事の配膳・食事の後片付け○掃除<ul style="list-style-type: none">・利用者本人が日常的に使用している場所のみ（居室、寝室、台所、風呂場、洗面所、トイレ、廊下、玄関など）○洗濯<ul style="list-style-type: none">・家庭用洗濯機で洗える日常的な物のみ（普段着、寝間着、下着、シーツ、タオルなど）○寝具の整頓<ul style="list-style-type: none">・布団の上げ下げ・布団干し・シーツ交換○衣類の整理、整頓<ul style="list-style-type: none">・季節物の入れ替え○買い物<ul style="list-style-type: none">・食品の買い物の代行・生活必需品の買い物の代行

* サービスの利用対象は、契約をした本人のみです。本人の家族等は対象外です。

* 担当ケアマネジャーが作る「ケアプラン」に沿ってサービスの提供を行います。“何でもしてもらえる”ものではありません。

* 予定されている時間を超えたサービス提供はできません。

「こんな時はどうなの？」という場合もあります。お気軽にお問い合わせください。

→陸別町地域包括支援センター（陸別町保健センター内 電話27-8001）

→ホームヘルプセンターりくべつ（陸別町社会福祉協議会内 電話27-2760）

→りくべつエヌピーオー優愛館（電話27-2500）